

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）（以下「法」という）に基づき、特定所有者不明土地（※1）については、都道府県知事の裁定により当該土地に使用権（上限10年）を設定し、地域福利増進事業（※2）を実施することが可能。</p> <p>・ 特例措置の内容 法に基づいて実施する地域福利増進事業の用に供する一定の土地及び償却資産（※3）に係る固定資産税等の課税標準を5年間2/3に軽減する。 この課税標準の特例措置の適用期限を2年間（令和5年3月31日まで）延長する。</p> <p>※1 所有者不明土地（法第2条第2項） 相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地のうち、現に建築物が存せず、かつ、業務の用など特別の用途に供されない土地。</p> <p>※2 地域福利増進事業（法第2条第3項） 地域住民等の共同の福祉又は利便の向上を図るために行われる公園、広場、購買施設等の整備に関する事業。</p> <p>※3 一定の土地及び償却資産（地方税法施行令附則第11条第44項） 地域福利増進事業を実施する者が有料で借り受けた土地及び償却資産以外のもの。ただし、使用権設定土地の面積の事業区域の面積に対する割合が1/4未満である場合には、当該土地及び償却資産のうち当該使用権設定土地の区域内に所在する土地及び償却資産に限る。（使用権設定土地の面積の事業区域の面積に対する割合が1/4以上である場合、事業区域の面積が500㎡未満である場合には、区域要件を設けない。）</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第44項 地方税法施行令附則第11条第44項</p>		
減収見込額	[初年度]	— (—)	[平年度] — (▲4.6) [改正増減収額] — (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 特定所有者不明土地に使用権を設定して行われる地域福利増進事業を推進することにより、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。</p> <p>これを受けて第 196 回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事の裁定を受けた当該土地に使用権を設定し、地域住民等の福利や利便を増進する公益性の高い事業（公園、広場、購買施設等）の実施を可能とする「地域福利増進事業」が創設された。この事業の推進のためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠であることから、これらの者への支援を行う必要がある。</p> <p>令和 2 年 3 月 31 日に施行された改正土地基本法に基づいて策定された「土地基本方針」（同年 5 月 26 日閣議決定）や、同年 7 月 3 日にとりまとめられた「所有者不明土地等対策の推進のための基本方針」（所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）においても、所有者不明土地等問題の解決のため、法の円滑な施行を図ることとされているほか、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（同年 7 月 17 日閣議決定）においても、所有者不明土地等について対策を推進することが明示されている。</p> <p>さらに、足もとでは新型コロナウイルス感染症や自然災害の激甚化による影響が懸念される中、オープンスペース等への需要が高まっており、今後の地域福利増進事業の活用も期待される。</p> <p>これらを踏まえ、税制面においても、引き続き地域福利増進事業の実施を後押しする必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する 参考指標98 地域福利増進事業における利用権の設定数
	政策の達成目標	地域福利増進事業における利用権の設定数 法の施行後10年間で累計100件
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	地域福利増進事業における利用権の設定数 令和4年度までで累計25件
	政策目標の達成状況	適用実績なし
有効性	要望の措置の適用見込み	特例措置の適用見込み 令和3年 3件 令和4年 3件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>特定所有者不明土地を使用した地域福利増進事業を促進するためには、共有状態にある特定所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者の協力が不可欠である。土地を提供することへの抵抗感を緩和するためには所有者が地域福利増進事業者に土地を貸与するインセンティブを与えることが効果的である。</p> <p>また、特定所有者不明土地において地域福利増進事業を実施するに当たっては、都道府県知事の裁定を受ける必要がある等、特定所有者不明土地以外の場所で事業を行う場合と比して事業コストがかかり、事業者にもより大きな負担がかかることになるため、事業者が土地・償却資産を取得する場合において固定資産税等を軽減することはその手段として有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援等に関する経費（モデル事業）（令和3年度予算概算要求額：31百万円） 地域福利増進事業に関するモデルとなり得る先進事例への支援を行うとともに、その成果の横展開を通じて、同事業の円滑な運用の推進を行う。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地域福利増進事業に係る取組支援により、地域の合意形成等が促され、また所有者不明土地における利用権の設定等について試行的な取組事例が積み重なることで、本特例による効果とあいまって、地域福利増進事業の普及が促される。
	要望の措置の妥当性	<p>特定所有者不明土地を使用した地域福利増進事業を促進するためには、共有状態にある特定所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者が事業に土地を提供することへの抵抗感を緩和する必要があるが、固定資産税等の軽減措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、地域福利増進事業を実施する者が特定所有者不明土地の利用権を取得するためには、都道府県知事の裁定を受ける必要があるが、裁定に当たっては、当該事業が地域住民等の福祉・利便の増進を図るために行われるものであることや、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること等を確認することとされていることから、その公益性の観点からも妥当である。</p> <p>法に基づく所有者の探索に相当の時間を要していることや、足もとでは新型コロナウイルス感染症による影響を受けた遅れもあるほか、探索の結果所有者が判明する例も多数確認されていること等の理由により適用実績が出ていないが、今後所有者不明土地が増加することを踏まえると、本特例を適用することは今後の所有者不明土地の円滑な利用に効果的である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>令和元年度 0件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>特定所有者不明土地を使用した地域福利増進事業を推進するためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠である。地域福利増進事業のために使われる土地や償却資産に係る税負担を軽減することで、事業区域内の土地の所有者等の協力を得やすくなるため、政策目標を達成する手段として有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域福利増進事業における使用権の設定数 法の施行後3年間で累計20件</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和2年7月現在で、裁定に至る地域福利増進事業の例は確認されていない。これは、法に基づく所有者の探索に相当の時間を要していることや、足もとでは新型コロナウイルス感染症による影響を受けた遅れもあるほか、探索の結果所有者が判明する例も確認されていること等に起因するものである。引き続き、法の円滑な施行に向けたモデル調査や、所有者不明土地等に関する連携協議会（全国10地区）による情報提供等を通じた支援を行っていく。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和元年度 創設</p>
<p>ページ</p>	<p>15—4</p>